

## 食用植物油脂についての検査方法

制 定 昭和44年 4月23日農 林 省告示第561号  
改 正 平成18年 2月28日農林水産省告示第210号  
最終改正 平成30年 3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
  - (1) 抽出の割合  
原料及び製造条件が同一と認められるものの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1梱を抽出し、その梱から500gの試料を採取する。ただし、タンク車又はタンク船にあっては、タンクごとに、500gの試料を採取する。
  - (2) 検査に係る格付の基準  
試料につき、食用植物油脂の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の食用植物油脂を合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行  
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の食用植物油脂が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
  - (1) 抽出の割合  
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった食用植物油脂であって、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に500gの試料を採取する。
  - (2) 検査に係る格付の基準  
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行  
5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文（平成30年 3月29日農林水産省告示第688号）抄  
平成30年 4月 1日から施行する